審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　水産課

法令名	漁港漁場整備法	法令番号	昭和２５年法律第１３７号
手続名	漁港施設利用の方法、利用料の料率の認可・変更の認可	根拠条項	第３８条

審査基準

１．漁港施設の利用の方法、利用料の料率については、漁港管理者が行う通常の管理行為と均衡が保たれ、漁港の利用の秩序が維持できるものであること。

また、利用料は収益事業を排除し、次の要因を考慮した適正なものが設定されていること。

・近傍類地の地代等
・近傍の民間施設の経営を圧迫しない範囲
・借入資金の返済を含めた収支計画

２．見直し期間の設定（原則２ヶ年）により公共的施設の性格を付与すること。

受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間　３０日 標準経由期間　日	目次No.	